

ＪＩＣＡ環境社会配慮助言委員会 第 27 回全体会合

2012 年 8 月 6 日（月）14:30～17:30

ＪＩＣＡ本部 2 階 229 会議室

議事次第

1. 開会

2. 委員長、副委員長の選出について

3-1 . 案件概要説明（ワーキンググループ会合対象案件）

- (1)ベトナム国ハノイ市環状 3 号線（Mai Dich-Thang Long 橋南区間）（有償）  
環境レビュー（9月21日（金））
- (2)モザンビーク国リシガ-マンディンバ道路（有償）環境レビュー（9月10日（月））
- (3)ベトナム国チュンルオン～ミートゥワン高速道路建設事業（協力準備調査（有償 PPP））  
スコーピング案（8月24日（金））
- (4)ウガンダ国第四次道路セクター支援事業（有償）環境レビュー（8月31日（金））

3-2 . 上記案件および案件概要説明済み等の WG スケジュール確認（別紙 1 参照）

- (1)アフガニスタン国 カブール首都圏緊急水資源開発プロジェクト（開発計画調査型技術協力）  
DFR（9月3日（月））
- (2)バングラデシュ国 ダッカ・チッタゴン間国道一号線橋梁改修・建設事業 協力準備調査（有償）  
DFR（9月14日（金））
- (3)アフガニスタン国 カブール首都圏開発プロジェクト（技プロ）DFR（9月21日（金））

4. 助言対応結果報告

- (1)バヌアツ国国際多目的埠頭整備事業（有償）環境レビュー（2011年12月16日（金））

5. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1)インドネシア国チラマヤ新港開発事業（協力準備調査（有償））スコーピング案（7月2日（月））
- (2)アフガニスタン国 カブール首都圏開発計画促進プロジェクト デサブ南地区開発事業  
道路整備事業 スコーピング案（7月27日（金））
- (3)インド国 ムンバイメトロ建設事業（有償）環境レビュー（7月30日（月））
- (4)ウガンダ国アヤゴ水力発電所整備事業（協力準備調査（有償））スコーピング案（6月15日（金））  
助言文書確定

6. その他

7. 今後の会合スケジュール確認他

- ・ 次回全体会合（第 28 回）：9月7日（金）14:30 から（於：JICA 本部）

8. 閉会

以上

## 環境社会配慮助言委員名簿(2012年7月9日)

	名 前	役職	所 属 先
1	石田 健一	助教	東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野
2	岡山 朋子	特任講師	名古屋大学 エコトピア科学研究所
3	作本 直行	主査・環境 社会配慮審査役	日本貿易振興機構(JETRO)総務部
4	佐藤 真久	准教授	東京都市大学 環境情報学部
5	清水谷 卓	産学連携 コーディネーター	山口大学 大学研究推進機構 産学公連携センター
6	鋤柄 直純	研究主幹	財団法人 自然環境研究センター 研究事業部
7	高橋 進	教授	共栄大学 教育学部
8	田中 充	教授	法政大学 社会学部及び政策科学研究科
9	谷本 寿男	教授	恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科
10	二宮 浩輔	准教授	山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科
11	長谷川 弘	教授	広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科
12	早瀬 隆司	教授	長崎大学 大学院 水産・環境科学総合研究科
13	原嶋 洋平	教授	拓殖大学 国際学部
14	日比 保史	代表理事	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン
15	平山 義康	教授	大東文化大学 環境創造学部
16	福田 健治	弁護士	東京駿河台法律事務所
17	松下 和夫	教授	京都大学 大学院地球環境学堂
18	松本 悟		特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ / 法政大学 国際文化学部
19	松行 美帆子	准教授	横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院
20	満田 夏花	理事	国際環境NGO FoE Japan
21	村山 武彦	教授	東京工業大学 大学院総合理工学研究科 環境理工学創造専攻
22	柳 憲一郎	教授	明治大学 法科大学院
23	米田 久美子	研究主幹	財団法人 自然環境研究センター 研究事業部

ベトナム社会主義共和国

# ハノイ市環状3号線延伸事業

2012年8月6日

東南アジア・大洋州部

東南アジア第三課

# 内容

---

1. ベトナムの特徴と開発政策・課題
2. 事業の背景
3. 事業の目的と概要
4. 事業対象地域図(広域)
5. 事業対象地域図(詳細)
6. 環境レビュー方針の概要
7. 審査スケジュール

# 1. ベトナムの特徴と開発政策・課題

## ベトナムの特徴

### 移行経済国(市場経済化)

- ・共産党一党体制
- ・ドイモイ路線(1986年)
- ・政治的安定と経済発展
- ・急速な経済成長(2000年から2010年までの年平均成長率は約7.2%)
- ・人間開発指数(128位/187カ国)(2011年)

### ASEAN有数の大国

- ・人口規模約8700万人
- ASEAN有数の大国
- ・後発ASEAN国、メコン地域の発展の牽引役
- ・ASEAN議長国(任期2010-2011年)

### 戦略的パートナーシップ

- ・2006年10月首脳会談「アジアの平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップ」首脳共同声明
- ・2010年10月「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的パートナーシップを包括的に推進するための日越共同声明」

## ベトナムの開発政策と課題

社会経済開発5ヵ年計画(SEDP:2011~2015)  
 【開発目標】<年成長率7.5-8%>  
 高成長下での持続的経済発展、高度な科学技術の蓄積、生活向上、環境保全、政治的安定等  
 【開発上の課題】  
 社会主義に基づく市場経済の完全な浸透  
 人的資源開発の一層の促進  
 インフラシステムの更なる整備

我が国の援助政策(今年度改定予定)  
 国別援助計画(改訂版)(平成21年7月)  
 【重点分野(4つの柱)】  
 (1)経済成長促進・国際競争力強化  
 (2)生活・社会面の向上と格差是正  
 (3)環境保全  
 (4)ガバナンス強化

## 2. 事業の背景

- 急速な経済成長
  - 全国GDP成長率(2000年から2010年):平均7.2%/年\*
  - ハノイ市のGDP成長率(2005年から2011年):平均11.0%/年\*\*  
\*ベトナム統計局(GSO) \*\*ハノイ市人民委員会統計オフィス
- 都市化の進展
  - ハノイ市の人口(拡大前\*\*):277万人(2000年) → 323万人(2007年)\*
  - ハノイ市の人口(拡大後\*\*):638万人(2008年) → 656万人(2010年)\*  
\*ベトナム統計局(GSO) \*\*ハノイ市は2008年8月に隣接するハタイ省及びその他地域と合併。
- モータリゼーションの進展
  - ハノイ市の自動車・トラック登録台数
    - 拡大前:11万台(2000年)→22万台(2007年)\*
    - 拡大後:26万台(2008年)→30万台(2009年)\*
  - ハノイ市のオートバイ登録台数
    - 拡大前:182万台(2000年)→335万台(2007年)\*
    - 拡大後:364万台(2008年)→395万台(2009年)\*
- 上記に伴い
  - 市内道路交通量が増加
  - 交通渋滞が深刻化
  - 効率的な経済社会活動を阻害

## 3. 事業の目的と概要

### • 事業目的

- ハノイ市環状3号線の西側未改良区間を整備し、ハノイ市内への流入車両・通過交通を抑え、交通渋滞を緩和し、物流を効率化する。
- なお、これまで、「紅河橋整備事業」「国道18号線改良事業」「ハノイ市環状3号線整備事業」「国道3号線道路ネットワーク整備事業」において、環状3号線の段階的整備を支援してきたが、本事業によりネットワークがほぼ完成する。

### • 事業概要

#### - 内容

- ハノイ市環状3号線のマイジック交差点(国道32号線との交差点)からタンロン橋南までの6.1km区間に高架道路(4車線、設計速度100km/時)およびインターチェンジ(IC)を整備する。

#### - 実施機関

- ベトナム運輸省

#### - 借款対象

- 土木工事、コンサルティング・サービスなど

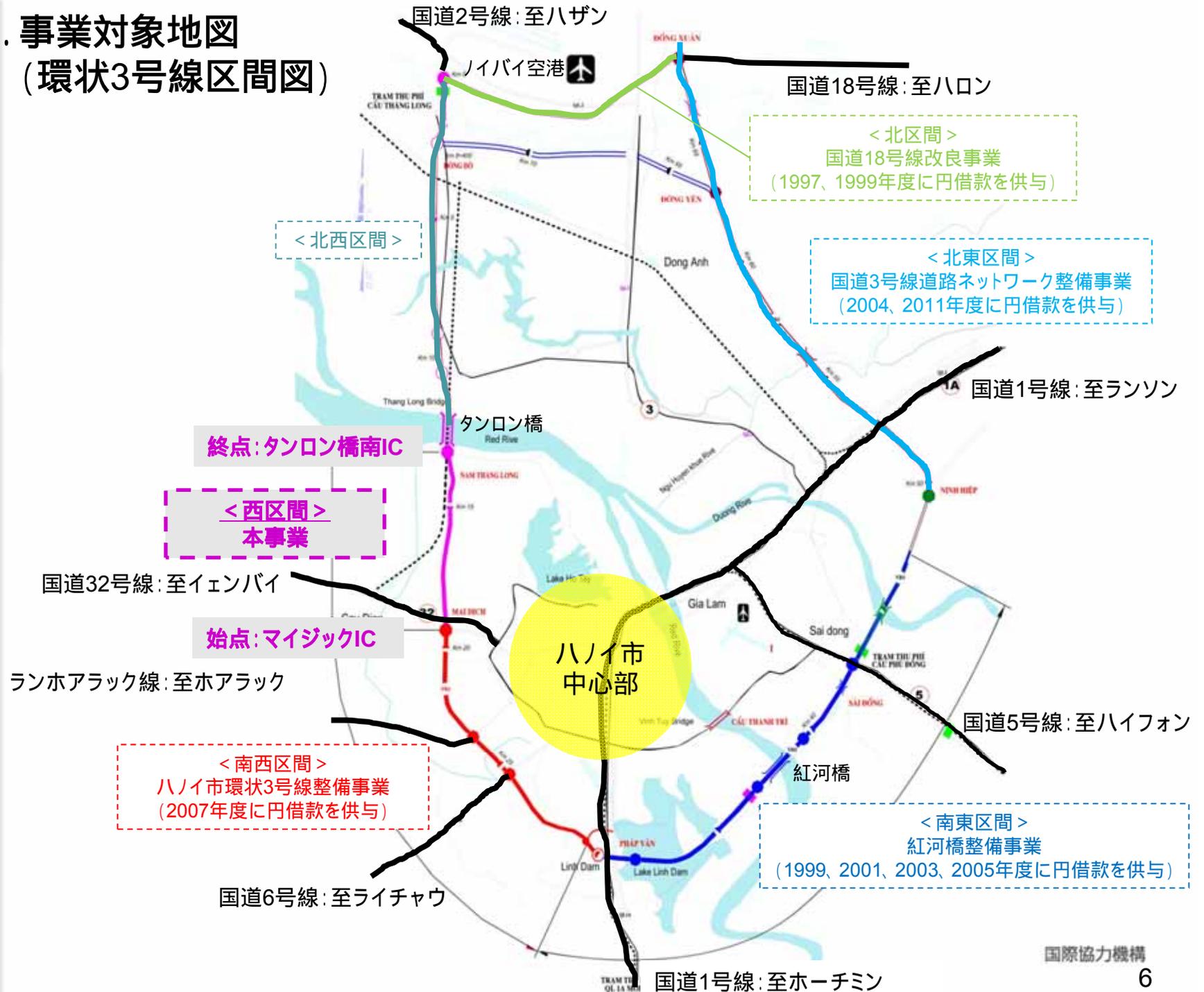
#### - 実施スケジュール

- 2018年の事業完成・供用開始

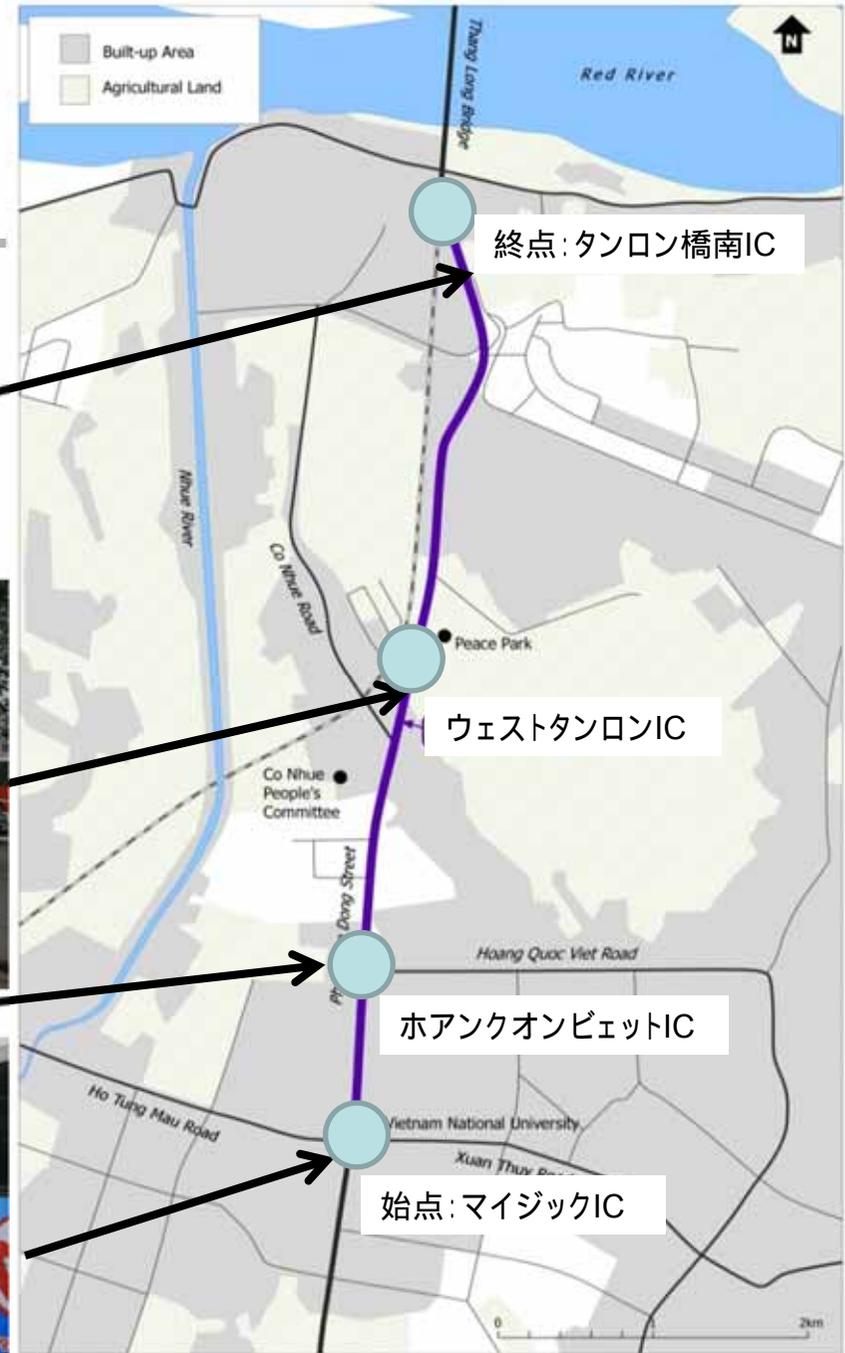
#### - 協力準備調査

- 実施せず。ベトナム運輸省によりF/Sを作成中(2012年9月に完成見込み)。

# 4. 事業対象地図 (環状3号線区間図)



# 5. 事業対象地域図



## 6. 環境レビュー方針の概要 (1 / 2)

項目	確認済み事項(*)	要確認事項
適用ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)</li> </ul>	特になし。
カテゴリ分類、分類根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>影響を及ぼしやすいセクター(大規模道路)及び特性(大規模非自発的住民移転)に該当するためカテゴリAに分類</li> </ul>	特になし。
環境許認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>EIA報告書は実施機関が作成中</li> <li>2012年9月に当該報告書は最終化される予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EIA許認可の承認付帯条件等について確認する。</li> <li>その他必要とされる許認可等について確認する。</li> </ul>
公害関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の大気汚染、騒音、振動等については低公害機材の利用、夜間工事の回避などの緩和策により、影響の程度を最小限とする見込み。</li> <li>供用後の騒音は防音壁の設置等の緩和策により基準値を下回る見込み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質、騒音・振動等がベトナム及び国際基準を満たす見込みであるかを改めて確認する。</li> <li>緩和策の詳細等について確認する。</li> </ul>

\*ドラフトEIA報告書及びRAP報告書(2012年5月版)に基づく

## 6. 環境レビュー方針の概要 (2 / 2)

項目	確認済み事項(*)	要確認事項
自然環境面	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境への望ましくない影響がないことを改めて確認する。</li> </ul>
社会環境面	<ul style="list-style-type: none"> <li>用地取得規模: 約5ha (主に住宅地)</li> <li>被影響世帯数: 約600世帯 (約2,300人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非自発的移転住民数、住民移転手続きの今後のスケジュール、移転先候補地、補償方針、生計回復支援策等の詳細を確認する。</li> </ul>
その他・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気質、騒音・振動等について実施機関によりモニタリングが実施される見込み。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング項目・頻度・方法・実施体制の詳細について確認する。</li> </ul>

\*ドラフトEIA報告書及びRAP報告書(2012年5月版)に基づく

# 8. 審査スケジュール

年度	2012								
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審査		▲ F/F		▲ 審査				▲ L/A	
助言委員会		▲ 全体会合 (案件概要説明)	▲ WG (助言案検討)	▲ 全体会合 (助言確定)					
環境社会配慮 文書(EIA・ RAP)		▲ ドラフト・ファイ ナル・レポート		▲ EIA公開	← 120日前公開 →				

## 第27回助言委員会全体会合

---

モザンビーク国

マンディンバ-リシंगा間道路改善事業

2012年8月6日 アフリカ部アフリカ第三課

# 事業の背景と必要性(1/2)

---

- モザンビーク国では、1977年から1992年まで続いた内戦の影響により道路整備は著しく立ち遅れており、道路の舗装率は約16%に過ぎず、未舗装道路は雨季には通行不能になる区間も多い。
- 国内南北を結ぶ国道1号線、マプト回廊(マプト-南アフリカ共和国間)、ベイラ回廊(ベイラ-ジンバブエ間)は比較的整備されているが、当国北部を東西に結ぶナカラ回廊(ナカラ-ザンビア間)の交通網整備が遅れており、地域開発及び地域統合促進の観点から、重要課題とされている。
- ナカラ回廊地域は、農業開発ポテンシャルが高いことから、モザンビーク政府は重点的に農業振興を実施、2009年から我が国もブラジルと共同で「日伯モザンビーク三角協力による熱帯サバンナ農業開発協力プログラム」を実施。今後、大豆・とうもろこし等の農業生産等に伴い、ナカラ回廊における交通量の増加が見込まれている。
- ナカラ回廊沿いに位置し、本事業の実施予定区間にあるニアサ州は、マラウイ及びタンザニアと国境を接し、農業、林業、鉱業、観光業の高いポテンシャルを有しているが、舗装率は約6%に過ぎず、幹線道路の整備が遅れているため、同州における開発のボトルネックとなっている。

## 事業の背景と必要性(2/2)

---

- JICAは、北部を東西に結ぶ回廊整備を重点的に支援しており、2007年度、2010年度に円借款を供与しモンテプエス回廊、ナカラ回廊の道路網整備を支援。
- 本事業は、ナカラ回廊を含むモザンビーク北部地域の開発のために、モンテプエス回廊とナカラ回廊を結ぶ国道の改良を行うもの。当国北部とマラウイ国境を結ぶことで、当国のみならず国境を跨いだ回廊開発を促進し、モザンビーク、マラウイの物流にも貢献。
- 2012年2月、モザンビーク・アリ首相訪日中の首脳会談において、野田総理に対し本事業支援に係る要請があり、モザンビーク政府としての優先度が高い。



- JICA支援対象区間
- アフリカ開発銀行支援対象区間

# 概要

---

## 事業概要

モザンビーク国北部ニアサ州マンディンバと同州リシंगा間の国道(約150km)の改良を行うことにより、輸送量の増加及び物流の改善を図り、もって同国並びに広域経済の活性化、住民の生計向上及び貧困削減に寄与することを目的とする(アフリカ開発銀行との協調融資)。

## 事業実施機関

道路公社(National Road Administration)

## 借款対象

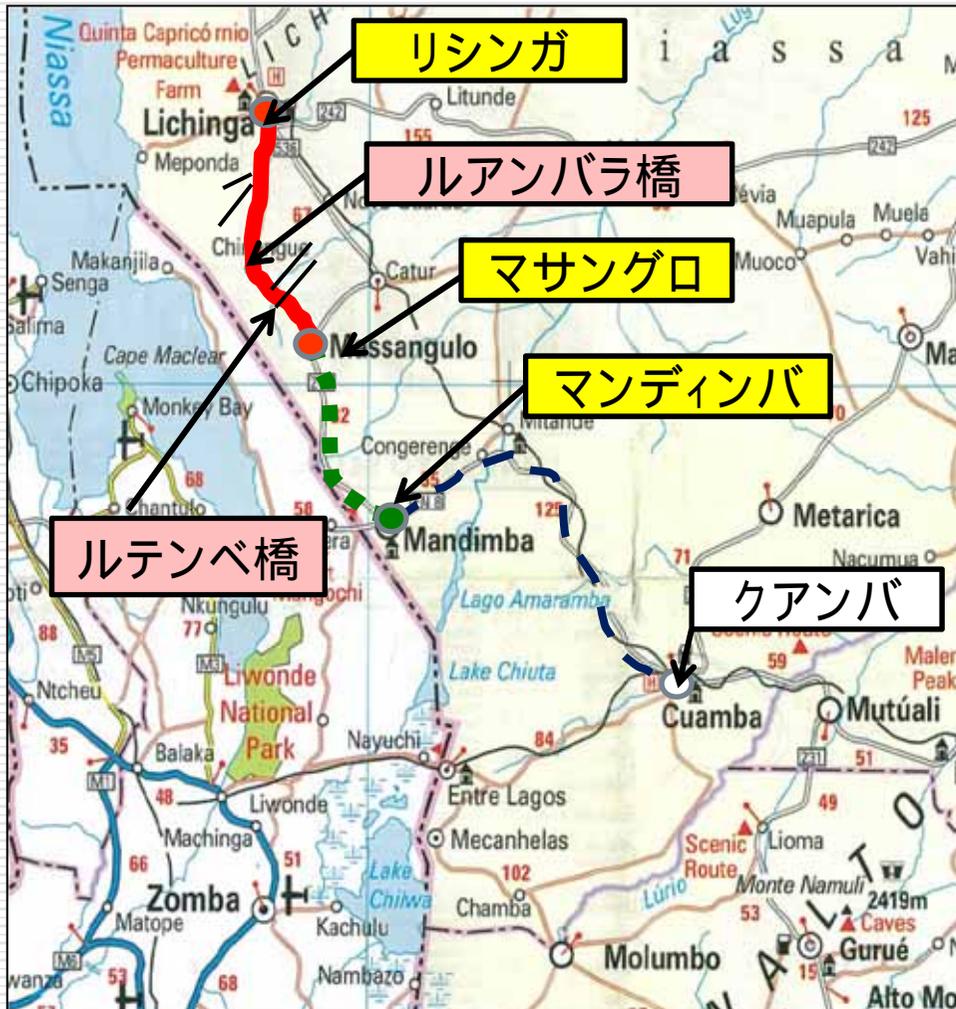
土木工事(道路舗装、架け替えの改良を含む)(リシंगा-マサングロ間約85kmを対象として想定)、コンサルティング・サービス(詳細設計レビュー、入札補助、施工監理)

## 実施スケジュール(予定)

2012年度内の E/N締結及びL/A調印、2017年の事業完成を目指す。

— JICA 協力準備調査  
2010年2月完成

# 借款対象候補地位置図 マンディンバ-リシंगा道路部分拡大図



- JICA支援区間  
リシंगा-マサングロ  
(約85km)の道路改修、  
橋梁の整備
- アフリカ開発銀行支援区間

# 道路改修対象候補地写真 1～6 (リシंगा～マサング口間)



1. リシंगा



2. リシंगा-マンディンバ道路  
入口、一般的な未舗装



3. リシंगाから10km程度  
木炭を運ぶ自転車



4. リシंगाから10km程度  
道路幅員は広い



5. 道路脇の藁葺屋根の家々



6. タバコを運ぶトラック

# 道路改修対象候補地写真 7～12 (リシンガ～マサングロ間)



7. ルアンバラ橋  
(左側に旧道有り。)



8. ポットホールの修理の後  
所々舗装



9. 路肩が潰されている舗装



10. ルテンベ橋  
老朽化が進む鋼トラス橋



11. マサングロ集落



12. マサングロ集落  
の住民

# 工程(案)と助言依頼内容

■助言を求める事項  
環境レビュー方針

■環境カテゴリー分類:カテゴリA  
道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性(大規模非自発的住民移転)に該当するため。

■適用される環境社会配慮ガイドライン  
「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)

■今後の想定スケジュール(案)  
2012年9月下旬から10月上旬にかけて審査ミッション派遣

	2012年 7月	2012年 8月	2012年 9月	2012年 10月	2012年 11月	2012年 12月	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月
アプレイザル 事前通報			アプレイザル ■■■■■			事前通報 ■■■■■		E/N、L/A調印 ■■■■■	
助言委員会		▼ 全体会合	▼ WG						

WG開催時期: 9月10日

## 環境レビュー方針(1)

項目	確認済み事項	要確認事項
カテゴリ分類	A	特になし。
カテゴリ分類の根拠	<p>本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすい特性(大規模非自発的住民移転)に該当するため。</p>	特になし。
環境許認可	<p>本事業に係る環境影響評価(EIA)報告書は、2012年3月9日に、モザンビーク国環境調整省より承認を受けている。</p>	特になし。

## 環境レビュー方針(2)

項目	確認済み事項	要確認事項
汚染対策	<p>工事中            大気汚染は、散水を実施し影響を最小限にとどめる。騒音は、工事の時間制限、及び学校・病院等の周辺には防音壁を設置し影響を緩和する。また、地形変化については、石框の設置等で浸食を防ぐ。</p> <p>供用後(2035年の需要予測)            大気質について、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)は、日本基準を満たす見込み。騒音についても、日本基準を満たす見込み。</p>	<p>工事中            周辺の水質に対する影響の緩和策を確認する。</p> <p>供与後            大気質については、NO<sub>2</sub>以外の項目についても確認する。</p>
自然環境面	<p>事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。</p>	<p>特になし。</p>

## 環境レビュー方針(3)

項目	確認済み事項	要確認事項
社会環境面	<p>本事業は、計306世帯の移転を伴い、「モ」国法及び世界銀行セーフガードポリシーOP4.12に基づく補償が行われる。</p>	<p>移転が必要とされる被影響世帯数に加え、面積、移転者数、補償・支援内容詳細、用地取得実施体制及びスケジュール等について確認する。</p>
その他・モニタリング	<p>本事業は、道路公社、ニアサ州環境局職員等により新たに構成される環境モニタリングユニットが用地取得・住民移転の影響・進捗、大気、騒音への影響(工事中・供用後)、廃棄物管理等についてモニタリングする。</p>	<p>モニタリングの詳細な項目・頻度・方法、参照する基準を確認する。</p>

ベトナム社会主義共和国

# チュンルオン - ミートゥワン高速道路事業

(PPPインフラ事業)

～ 有償資金協力 協力準備調査 スコーピング案～

海外投融資・融資事業

2012年8月 民間連携室

# 内容

1. 事業対象地域図
2. 事業背景
3. 調査概要
4. 調査スケジュール

# 1.事業対象地域図



- ホーチミン - チュンルオン  
 高速道路 46.8 (km)  
 (2010年2月供用開始済)
- チュンルオン-ミートゥワン  
 高速道路事業 54.3 (km)  
 (本調査対象事業)
- ミートゥワン - カントー  
 高速道路 24.5 (km)  
 (事業実施計画: 未定)

## 2. 事業背景

### ベトナムの経済成長と道路インフラ

- 近年、ベトナムにおける貨物・旅客輸送量が急増。中でも道路輸送は、貨物輸送の72.9%、旅客輸送全体の91.7%のシェアを占める。
- 他方、財政的制約により需要交通量に応じた道路インフラ整備の進捗が遅延。
- 特に、南部地域はベトナム経済の中心であるホーチミン市と周辺地域の工業化・産業集積が進展し、道路インフラ整備の必要性が大きく拡大。

### 高速道路整備

- ベトナム政府は、高速道路建設に向けた取り組みを強化。特に、国土を縦断する南北高速道路の建設に注力。
- しかし、南北高速道路網全体に必要な事業費は約 \$ 66 Billion と言われ、財政資金・ODA のみでの調達は困難。民間資金の活用が必要。

### チュンロン - ミートゥワン高速道路

- 南北高速道路上のホーチミン～カントー区間の一部をなす高速道路。
- 南北高速道路網開発計画において優先整備路線として位置付け。
- メコンデルタ地域運輸開発計画(2020年までの計画、及び2030年に向けての方向性)において、優先整備区間として位置付け。

## 3. 調査概要

### 調査目的: 民間投資事業としての事業計画策定

#### TOR: 事業計画の策定・事業実施準備

- 事業の必要性と背景の確認
- 既存案件計画の精査
- 交通需要予測
- 事業スコープ及びスキームの提案
- セキュリティ・パッケージの構築
- 事業性の評価
- 環境社会配慮 (EIA/RAPの作成支援、用地取得および環境社会モニタリング実施体制への提言) 等

### 環境カテゴリ

- カテゴリ分類: A (国際協力機構環境社会配慮ガイドライン)
- カテゴリ分類の根拠: ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター (道路) のうち、大規模なものおよび影響を及ぼしやすい特性に該当するため。

# 4. 調査スケジュール

年	2011				2012								2013							
月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
調査	需要予測 / 詳細設計のレビュー / 環境社会配慮				調査中断				再開準備				事業スキーム策定 / 経済・財務分析 / 環境社会配慮 / 投資判断に向けた関係者協議 他							
助言委員会		全体会合 (当初予定)			WG (当初予定)							全体会合		WG (スコーピング案)						
報告書	▲ ICR											▲ ITR			▲ DFR		▲ FR			

## 事業実施スケジュール

### Phase 1

- ~ 2013年 1月 : PPPFS
- ~ 2013年12月 : SPC設立・環境社会配慮・資金調達
- 2014年1月 ~ : 建設開始
- 2017年1月 ~ : 供用開始

助言対象: スコーピング案 / WG開催日: 8月24日(金)

# ウガンダ共和国 第四次道路セクター支援事業

2012年8月6日  
国際協力機構  
アフリカ部アフリカ第二課

# 1. 事業概要 (1 / 3)



## ■ 事業概要

ントウンガモ - ミラマヒルズ間及び  
ムジジ橋 - キグンバ間の現道改良  
アフリカ開発銀行 (AfDB) との協調  
融資 (ACFA)

円借款融資対象区間については検  
討中

## ■ 事業実施機関

ウガンダ国道公社 (UNRA)

## ■ 実施スケジュール (案)

2016年度の完工を目指す

## ■ 協力準備調査

実施せず

各区間それぞれAfDB支援及びウ  
ガンダ政府自己資金によるF/Sあり

# 1. 事業概要 (2 / 3)

## ■ トウンガモ - ミラマヒルズ間現況



現道の一部



国境付近(ルワンダ側よりウガンダ側を撮影)



ルワンダ側の道路

# 1. 事業概要 (3 / 3)

## ■ ムジジ橋 - キゲンバ間現況



現道の一部(勾配、カーブがあり、道幅が狭い)



小型の橋梁



現道の一部(カルバートに破損がある)

## 2. 事業の背景と必要性(1 / 2)

- ウガンダでは輸送全体の90%以上を道路に依存しており、ウガンダの経済活動にとっては必須のインフラ。また、同国の道路は隣国間を繋げる、あるいは、ルワンダ、コンゴ民主共和国、南スーダン等をインド洋へ繋げる国際物流の要所としての役割を占めている。
- 一方、車輜登録数、通行量が急速に増える中、道路の舗装率は周辺国と比較し低い水準にある。

(参考)

- 国道・幹線道路の舗装率の比較

ケニア:約68%(2010年、国道(Class A及びB))

タンザニア:約45%(2011年、幹線道路)

ウガンダ:約27%(2009年、国道)

- ウガンダは東アフリカ共同体(East African Community)及び東南部アフリカ市場共同体(Common Market for Eastern and Southern Africa)に加盟。現在、加盟国間で関税同盟が発足済みであり、域内物流の促進、手続きの共通化が進展中。

## 2. 事業の背景と必要性(2 / 2)

- 本事業対象区間は、いずれも国内外の物流の活性化のために重要な幹線道路であるが、依然未舗装であり、特に雨期には通行が困難となっている。
- ウガンダ政府は「国家開発計画(2010/11～2014/15年度)」において運輸・交通セクターの開発に重点を置いており、2009年策定の「全国及び大カンパラ都市圏運輸交通マスタープラン」においては、本事業対象両区間を優先区間として位置付けている。
- 我が国は対ウガンダ国別援助方針において運輸・交通セクターを含む「経済成長を実現するための環境整備」を重点分野としており、JICAとしても支援の必要性・妥当性は高い。

## 3. 環境社会配慮面

- 助言を求める事項

環境レビュー方針

- 環境カテゴリー分類

道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性(大規模非自発的住民移転)に該当するためカテゴリAに分類

- 適用される環境社会配慮ガイドライン

「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)

- 今後の想定スケジュール

2012年10月に審査ミッション派遣



## 4. 環境レビュー方針概要 (1 / 3)

項目	確認済み事項	要確認事項
カテゴリ分類	A	特になし。
カテゴリ分類の根拠	道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性(大規模非自発的住民移転)に該当するため。	特になし。
環境許認可	本事業に係る環境影響評価(EIA)報告書は作成済みで、JICAへ提出済み。	EIAの付帯条件等。

## 4. 環境レビュー方針概要 (2 / 3)

項目	確認済み事項	要確認事項
汚染対策	<p>砕石作業から発生する騒音については、作業時間の制限等により最小限に抑える。工事中の大気質への影響については、散水の実施、水質については排水溝・カルバートの設置・改良を行い、影響を最小限にする。</p>	<p>道路からの騒音・振動(工事中・供与後)に対する緩和策詳細、砕石地の位置、規模等、植林計画の詳細等について確認する。</p>
自然環境面	<p>事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。</p>	<p>特になし。</p>

## 4. 環境レビュー方針概要 (3 / 3)

項目	確認済み事項	要確認事項
社会環境面	<p>本事業は、ムジジ橋 - キグンバ間では約517haの用地取得、計9005人の被影響者を伴う。ントウンガモ - ミラマヒルズ間では、約116haの用地取得、計1905人の被影響者を伴い、ウガンダ国法及び世界銀行セーフガードポリシーOP4.12に基づく補償が行われる。</p>	<p>報告されている被影響者数のうち、実際に移転を必要とする人数、補償・支援内容詳細、用地取得実施体制及びスケジュール等について確認する。</p>
その他・モニタリング	<p>本事業は、UNRAが用地取得・住民移転の影響・進捗、大気、騒音への影響(工事中・供用後)、廃棄物管理等についてモニタリングする。</p>	<p>モニタリングの詳細な項目・頻度・方法、参照する基準を確認する。</p>

## バナアツ ポートピラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業

### (環境レビュー(有償))

#### 助言対応結果

助言	助言対応結果
<p><b>1.モニタリングについて</b></p> <p>(助言 7) ジュゴンとウミガメの回遊に与える影響に関する記述(3.3.4)は、過小評価であると思われる。数個体とはいえ両種ともに湾内への索餌回遊が見られるため、海上交通の増大による両種への影響が考えられる。工事中、供用後において両種はモニタリングの対象種とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中及び供用時のモニタリングにジュゴン、ウミガメを対象種として含め、また、Most Important Coral Area でのスポット調査を供用後も継続することとし、最終報告書のモニタリング計画にそれぞれ記載した(8.1.3 及び 8.2.4)。</li> <li>・同モニタリング計画について実施機関との間で合意した。</li> </ul>
<p>(助言 18) サンゴ礁のモニタリング地点の選定(P.8-19)はmost important coral areas を含め、工事区域に近い Most Important Coral Area のスポット調査を継続するなど、再考すること。</p>	
<p><b>2.水質汚濁、廃棄物管理について</b></p> <p>(助言 15) 埠頭からの排水に関して、雨水やコンテナ洗浄水に対してはトラップを設置すること。また、事務所等埠頭での諸処の活動に伴う排水については ADB で行われている水管理計画と連携を図り、湾内の富栄養化防止を図るために適切な排水処理方法とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埠頭からの排水は、隣接する現国際埠頭に対する無償資金協力事業で導入した日本の基準にも合致した、より環境負荷の少ない浄化槽や、排水トラップの設置により水質汚濁を最小限に抑えることを最終報告書の表 4.2-3 に追記するとともに、実施機関と合意した。</li> </ul>
<p><b>3.バナアツ政府への提言</b></p>	<p>(1)インフラ整備計画、観光開発計画と自然環境保全計画の全国レベルからの段階的な策定と、これらの計画が融合された上位計画に基づくポートピラ湾周辺のインフラ整備計画の策定</p>
<p>(助言 28) 提言 9.3 の戦略的環境影響評価の実施におけるポイントとして、開発計画、自然環境保全計画、分散化を含めた観光開発計画を、全国レベル、島レベルと段階的に策定する必要性を含めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「バ」国側との間で、最終報告書の提言 9.3 に、開発計画、サンゴ保全を含む自然環境保全計画、分散化を含めた観光開発計画を、全国レベル、島レベルと段階的に策定することの必要性について追記するとともに、「バ」国側との間で議論を行った。</li> <li>・提言 9.1 については助言のとおりの内容とした。また、サンゴ増殖については、実施するために必要な人材やコストも含めて記載し、保全策の一例として位置づけた。</li> </ul>
<p>(助言 24) 提言 9.1 について、全国的視野に立ったサンゴ保全計画を策定し、その中で本事業地域において必要な保全策を検討し、本事業におけるモニタリング(実施及び技術蓄積)等が有効に活用されるよう、提言すること。サンゴ増殖については保全策の一例と位置づけること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「バ」国政府は、上位計画の必要性は認識しており、インフラ整備計画、観光開発計画と自然環境保全計画の国家計画は既に策定されている。また現在、これら計画に基づく個別の開発計画が策定されているところである。なお、国家計画に基づく一部の計画(廃棄物処理計画、水質管理計画等)はすでに実施されている。</li> </ul>

	<p><b>(2)ポートビラ湾の持続性のある湾内利用総合計画の策定や、事業間の影響を考慮したステークホルダー協議の実施、そのための共通の環境管理計画とモニタリングを含んだプラットフォームの形成</b></p>
<p><b>(助言 2)</b>バツマル大湾におけるインフラ工事業業としては、埠頭の工事計画（当該案件、国内埠頭計画）バツマル小湾の埋め立て計画が同時進行中である（P.3-10）。半閉鎖的な湾であることから、互いの計画が影響を与え合う可能性が残る。したがってバヌアツ国政府および各ドナーとの対話を行うことにとどまらず、今後の開発事業にも備える意味からも持続性のある湾内利用総合計画の着手を提案すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの助言の趣旨に沿って9章の提言に追記した。</li> <li>・「バ」国ではすでに環境保護委員会等、事業間を横断的に扱う組織が形成されていることを確認した。「バ」国側からは、これらの委員会により関連プロジェクト合同のモニタリングの実施を促進することができるとの回答があった。</li> <li>・「バ」国内の援助プロジェクトを包括的に扱うために首相府に戦略的政策計画・援助調整局が昨年、設置されたことを確認した。「バ」国政府は、本プロジェクトをきっかけに、ドナーによる開発プロジェクト間の調整を重視し、今年、財務・経済管理省で本プロジェクトを担当していた局長をこの局の局長に異動させている。</li> <li>・当プロジェクトを担当する実施機関のプロジェクトマネージャーは政府による他のすべてのインフラ開発も担当することから、同マネージャーにより統一的なモニタリングシステムの構築を行うことができるとの回答があった。これら回答を合意文書に記載した。</li> <li>・ステークホルダー協議の開催にあたっては、複数の開発事業に関わるそれぞれの利害関係者が環境社会配慮に関する情報を共有し、相互に及ぼしあう影響を考慮することを「バ」国側に申し入れた。</li> </ul>
<p><b>(助言 22)</b>ポートビラ湾内においては複数の開発主体による開発事業が行われているため、「バ」国政府はそれぞれに関わる利害関係者が環境社会配慮に関する情報を共有し、相互に及ぼしあう影響が考慮されたうえでステークホルダー協議が実施されるよう配慮すること。またJICAはそのように働きかけること。</p>	
<p><b>(助言 31)</b>湾の持続的な利用を効果的に促進するためには、個々の事業ごとの固有影響にとらわれない共通の計画とモニタリングを含んだプラットフォームの形成が必要である。そのことに言及すること。環境保全と湾の利用を両立させる計画（上位計画）に基づいたインフラ整備計画（下部計画）の策定と実行が必要であることについても併せて言及すること。</p>	
	<p><b>(3)ADB などのドナーとの間でのポートビラ湾内の持続的な利用の促進に向けた連携に係る協議</b></p>
<p><b>(助言 1)</b>ポートビラ湾における複数事業のEIA結果が重複したり無駄になることのないよう、各事業準備の進捗状況も勘案しつつ、総合的に判断して各事業計画を立てるよう「バ」国政府に提言し、JICAも他ドナーとの情報交換、連携を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な判断に基づく事業計画の策定については9章の提言に追記した。</li> <li>・ポートビラ湾における複数事業の間の調整や総合的な判断に基づく事業計画の策定については上述のとおり。</li> <li>・今年6月14日にシドニーで開催されたインフラ整備に係るドナー協調の枠組みである「Pacific Region Infrastructure Facilities(PRIF)」のシニアマネージメントチーム会合の機会に、同会議に出席したADB大洋州局の運輸インフラ担当課長と個別に協議し、本事業と国内埠頭整備事業との間で、EIAの実施やモニタリングの実施について連携を図っていくことを再確認した。なお、すでに本事業の協力準備調査の結果についてはADBと共有しており、ADB側は湾内の海流に関するモデルを積極的に活用している。また、同会合に出席した都市開発プロジェクトの担当課長との間でも、湾内の水質管理について今後継続的に協議を行っていくことについて合意した。</li> </ul>
<p><b>(助言 3)</b>ポートビラ湾の富栄養化防止のための水質管理に関する適切な管理基準を設定することが望ましいため、ADBで実施している都市開発プロジェクトにも働きかけ、あるいは連携をとること。</p>	

<b>(4)モニタリングを行う際に求められる環境保護保全局を含めた人材の育成と当該組織を強化についての具体的な計画と支援ニーズ</b>	
<p><b>(助言 19)</b>「バ」国のモニタリングキャパシティーに関して、「人を育てる」方向での協力を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バヌアツ政府は環境管理組織の能力強化の重要性を認識し、環境管理組織・体制を強化させてきている。</li> <li>・しかし、人材不足がそれを制限することがあるため、さらなる支援についてバヌアツ政府とJICAとの間で継続的な話し合いを行っていくことについて合意した。</li> </ul>
<p><b>(助言 20)</b>本事業により直接影響を受けることが予測されるサンゴ礁 ならびに、移植されていくサンゴを継続してモニタリングしていくことは事業の範囲である。一方、報告書で提案されている湾全体におけるサンゴ礁のモニタリングは、直接的には本事業のスコープ外という考えもなりたつ。よって、事業が与える影響が湾の持続的利用に対してどのように位置づけられるかということを先ず分析したうえで、湾全体におけるサンゴ礁のモニタリングを実施することの妥当性について記述すること。併せて、ドナー同士の継続的な対話の必然性、モニタリングを行う際に求められる人材の育成と当該組織を強化することの必要性について明確に記述しておくこと。</p>	
<p><b>(助言 25)</b>観光政策、インフラ整備計画に環境保全と自然資源の持続的利用を反映させるためには、十分な体制を構築することが望まれる（P3-21）とのことであるが、そのための具体的な提案内容を付加しておくこと。</p>	
<p><b>(助言 26)</b>P9-1.9.2 湾の持続的利用に向けた枠組みの形成。環境保護保全局の人材、組織の現状とその強化についても記述すること。</p>	
<p><b>(助言 21)</b>湾内のモニタリングについては前浜プロジェクト（フェーズ2）との協働を積極的に構築すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業では、前浜プロジェクト(フェーズ 2)にて技術移転・人材育成を行う水産局の支援を受けて湾内のモニタリングを行う計画となっている。審査時に水産局との協働を行うことについて合意した。</li> </ul>

## ウガンダ国アヤゴダム事業に関する資料メモ(作本)

本アヤゴダムの環境社会影響を考える上で、現地からの情報を検討すべきかと思われ、いくつか信頼できかつ参考になると思われる WEB 資料を収集したので、追加的に、委員の方にご紹介したい。

下記資料の(1)は、本事業は日本・「ウ」国間で約束された TICAD IV 合意に基づく政治案件であることについて、(2) 同国 Irene エネルギー大臣は、Ayago ダムは、将来 3,885MW のエネルギー目標達成の一部であり、今後も他のダム開発が予定されていると述べていること、(3) 同国エネルギー・鉱物資源開発省の Dr. *Rugumayo* 論文は、Kalagala dam と Murchison Falls Dam の将来事業に対して、2020-25 年に 4.5 億ドル、6.75 億ドルの予算を既に計上しており、事業実施は確定しているとの報告を行っていること、(4) JICA が同国で実施した「ナイル赤道直下湖周辺国送電線連結事業」の「事業事前評価表」では、ブジャガリダムによって、既に国内の電力不足は解決見込みと述べ、アヤゴダム等の建設はケニア等への売電が目的だと述べており、この JICA の送電線事業は、主にケニア、ルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国との国家間の建設事業であったことから見ても、国内の電力不足解消を主目的とした事業ではないことが明らかであること、(5) 同国の最新版 2010 年の「環境報告書」は、ビクトリア湖の水位低下傾向が著しく、水力発電にとって水量は不十分であり、将来のすべてのダム建設において、水位への影響を熟慮すべきだと警告していることがある。

<以下は、関連の資料名・出所と一部引用です。> (すべての資料につき、2012 年 7 月に訪問。)

- (1) **Ayago Dam 事業は**、TICAD IV: Africa - Japan Framework、その後、2008 G-8 Summit in Hokkaido で公約された日本・ウ政府間の ODA 協力案件である ([http://www.fasid.or.jp/chosa/forum/bbl/pdf/177\\_1.pdf](http://www.fasid.or.jp/chosa/forum/bbl/pdf/177_1.pdf))。
- (2) 「ウ」国・Irene エネルギー大臣は、”New Vision: “Rural areas say bye to darkness. UETCL 10th Anniversary Supplement” (2012-7-10 付けの New Vision 紙での対談記事)の中で、水力発電開発全体で 3,885MW を「ウ」国の確保目標とし、600MW の Karuma Dam, 140MW の Isimba Dam, 600MW の Ayago Dam, さらに 400MW の Ariranga Dam を計画中と報告 (<http://www.newvision.co.ug/mobile/Detail.aspx?NewsID=45738&CatID=413>)。
- (3) 「ウガンダのエネルギー供給と将来動向」論文\* (The Electricity Supply Situation in Uganda and Future Direction) は、2003年以降にVictoria湖の著しい水位低下が続いていること、石炭、地熱、太陽光の再生エネ開発も併せて開発中と報告。7p の表6. は、同国の大規模ダム長期計画として、Ayago North 300MW規模(2012-2020年)、Ayago South 200 MW規模(2012-2020年)、Kalagala 600MW規模(2012-2020年)、Murchison Falls 450MW規模(2020-2025年)が予定され、Ayago Dam とMurchison開発のための電力発電所と送電線回廊が実施予定と述べる\*\*。既に、この送電線網事業(L/A 調印日:2010年3月26日)をJICAが実施しており、将来のMurchison Falls Damも対象とした開発事業だと理解できる。なお、同論文表5が掲げる「確定予算支出計画」では、今後(2020

年—2050年)、Kalagala damとMurchison Falls Damのそれぞれに4.5億ドル、6.75億ドルの支出が計上されている(論文自身の出版時期は不明)。

\* Dr. Albert Rugumayo (Coordination Manager, Energy for Rural Transformation, Ministry of Energy and Mineral Development) : [http://public.ises.org/PREA/3\\_Papers/16\\_ElectricitySupplySituation\\_Uganda\\_Rugumayo.pdf#search](http://public.ises.org/PREA/3_Papers/16_ElectricitySupplySituation_Uganda_Rugumayo.pdf#search) 。

\*\*原文では、“In the long-term, appropriate interventions like degazetting corridors for the power plants and transmission lines, will be made to develop the Ayago hydropower sites and Murchison (Uhuru)” と述べている。

(4) JICA は「ウ」国の「ナイル赤道直下湖周辺国送電線連結事業」の「事業事前評価表」\*において、下記のように、ブジャガリダムにより、既に「ウ」国の電力不足は解決見込みと述べており、アヤゴダム等の建設はケニア等への売電が主目的だと述べている。この送電線事業も、大半が、ケニア、ルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国との国家間の送電目的であったことから、アヤゴダムは自国の電力供給よりも、隣国への売電が主目的の事業であったものと推測される。

(資料名) (JICA)「円借款用 事業事前評価表」報告から

「国名：ウガンダ共和国

案件名：ナイル赤道直下湖周辺国送電線連結事業

L/A 調印日：2010年3月26日

承諾金額：5,406百万円

借入人：ウガンダ共和国政府 (The Government of the Republic of Uganda)

ブジャガリ発電所 (250MW、2011年完成予定。送電線部分の整備につき2007年度に円借款供与済)の運用開始により、同国の電力不足の問題は解決する見込みである。ウガンダ政府は、同国の豊富な潜在的な水力電源の開発をさらに推し進める方針のもと、カルマ発電所 (180MW、2012年完成予定) 及びアヤゴ水力発電所 (440MW、2017年完成を目標) 等の新規電源開発を計画中であり、これらが実現すれば近隣国への売電が可能となる。ウガンダ政府は、ケニアへの売電の拡大、ルワンダ、タンザニア等への売電を計画している。」

\* 「円借款用 事業事前評価表」報告 : [http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009UD-P3\\_1\\_s.pdf#search='ナイル赤道直下湖周辺国送電線連結事業'](http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009UD-P3_1_s.pdf#search='ナイル赤道直下湖周辺国送電線連結事業')

(5) 2010年版の「ウ」国「環境報告書」\*は、“Losses from Reduced Lake Levels and River Flows” (65頁)と題して、国家環境管理庁 (NEMA) は、ビクトリア湖の水位は2006年に1m低下し、2006年以降も水位が低いので憂慮していること、さらに、水力発電にも、水量は不十分であり、将来のすべてのダム建設において、水位への影響を熟慮すべきだと警告している。また、同報告書の表4.2は (Fluctuation of Lake Victoria Water levels for the last 10 years、Source: DWRM 2011a、73ページ以降)、2006年以降、ビクトリア湖の水位低下傾向が続いているとのデータを示す。

(2010年版環境報告書65p.の原文から)

“According to NEMA (2009), extreme droughts have had significant negative effects on water resources, hydropower production, agriculture and the overall economy. The El Niño and La Niña phenomena are thought to have been the principal causes. After the extreme and prolonged drought of 2004/2005, the water level of Lake Victoria dropped dramatically by one meter in 2006 due to high evaporation from the lake surface, low rainfall in the headwaters of the rivers draining into the lake, and the excessive removal of water for power generation from Owen Falls Dam to meet the growing demand for electricity in the country. With the fall in water levels in Lake Victoria, the water available was not adequate to generate power at full capacity.

The combination of increasing demand for electricity and the possibility of lower lake levels in the future due to climate change/climate variability mean that it is extremely important to study climate change scenarios and their impacts on future lake levels and to consider them in the design of all new hydro-power facilities and electricity supply plans (Anderson 2011).”

( \* “The State of Environment Report for Uganda 2010” ([http://www.nemaug.org/reports/national\\_state\\_report\\_2010.pdf](http://www.nemaug.org/reports/national_state_report_2010.pdf)).

2012年8月3日

国際協力機構 アフリカ部 アフリカ第二課  
産業開発・公共政策部 電力課

## 補足情報提供

(7月31日付作本委員から村山委員長及び石田主査宛メールに関する補足情報)

作本委員からのメールに関し、以下のとおり補足情報としてお送りいたします。

(1) 本事業は日本・「ウ」国間で約束された TICAD IV 合意に基づく政治案件である

<電力セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績>

わが国は2008年アフリカ支援に関する「横浜行動計画」において、重点目標に「成長の加速化」を掲げており本事業は同目標の達成に資する。また対ウガンダ国別援助方針(2012年6月)において、「経済成長を実現するための環境整備」を重点分野としインフラ整備支援を進めているが、本事業は右のうち「電力供給強化プログラム」に位置づけられている。我が国はこれまでウガンダの電力セクターに対して、「ブジャガリ送電網整備事業」(円借款、2007年10月承諾)、「ナイル赤道直下湖周辺国送電線連結事業」(円借款、2007年10月承諾)、「第二次地方電化計画」(無償、2007、08年度E/N署名)等の支援を実施しているほか、「水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト」(開発調査、2009年11月～2011年3月)(本事業のPre-F/Sを含む)等の協力を実施してきている。

引用資料の解釈について補足すると、日本政府からは本案件に対するコミットメントは何らなされていない。

(2) 同国 Irene エネルギー大臣は、Ayago ダム開発は、将来の 3,885MW のエネルギー目標達成の一部であり、今後もダム開発を実施予定と述べている

ウガンダ側の開発計画に対して、最適規模での段階的開発の提案をマスタープラン策定支援プロジェクトを通じて行っている。なお、アヤゴ水力は流れ込み式水力発電所であり、この点については、調査を通じ、ウガンダ側政府高官を含め理解の浸透を図るべく引き続き努力したい。

(3) 鉱物資源エネルギー省の Dr. Rugumayo 論文は、将来に Kalagala dam と Murchison Falls Dam の新規開発を予算面から明らかにしており、2020-25年に、各ダムに対して、4.5億ドル、6.75億ドルの予算が既に計上され、さらにダムの増設が確定していると報告している

ウガンダ政府の予算措置は毎年当年度分のみ行っており、複数年度にまたがる計画としては、中期支出計画(Mid-Term Expenditure Framework, MTEF)という今後3年間の支出計画が作られているが、これはあくまで「見込み」で、そのとおりに予算措置されることを担保するものではないことから、2020年の「予算が既に計上」されていることは制度面

から正確でない。なお、「Consolidated Budget」は「合同勘定」との意味と理解される。

一方、エネルギー・鉱物資源開発省の Dr. Rugumayo は、世銀 ERT (Electrification for Rural Transformation Programme) (第一期) のプロジェクトコーディネータとして一時期同省内にいた人物。ERT のために雇用され、ERT 以前は同省に居らず、また案件終了後の現在、すでに同省を離れている。同ペーパーは、2006 年 10 月にアフリカの Johannesburg、Dar-es-Sallam、及び Kampala で開かれた会議の Workshops “Sustainable and Energy Efficient Building in Africa” の中で発表されたようであるが、データが古く、中で議論されている開発予定発電所の規模等も最新の計画とは異なっている。

JICA ウガンダ事務所より、世銀の電力担当官に対し、「ERT の担当者がカラガラ開発すると同論文にて言及しているが真意如何」と確認したところ、世銀としての見解ではないとのこと。また、同省のアシスタント・コミッショナー (電力) も (カラガラ水力開発は) 「あり得ない」との立場であり、『ウガンダ政府にカラガラ開発の意思あり』というのは事実でないとわざるを得ない。カラガラ水力ポテンシャル地点のオフセットの詳細に関しては、” Kalagala Offset Sustainable Management Plan 2010-2019” を参照いただきたい。

(4) JICA が同国で実施した「ナイル赤道直下湖周辺国送電線連結事業」の「事業事前評価表」では、ブジャガリダムによって、既に国内の電力不足は解決見込みと述べ、さらに、アヤゴダム等の建設はケニア等への売電が主目的だと述べ、この JICA の送電線事業が、主にケニア、ルワンダ、ブルンジ、コンゴ民主共和国との国家間事業であったことから、Ayago ダムの建設目的は、国内の電力不足解消ではなく、売電が目的であることが明らかである

#### <電力輸出について>

東部アフリカ電力プール (East Africa Power Pool) 計画において、ウガンダと近隣国の電力ネットワークの構築 (国際連系送電線の建設) が進められている。近隣国への電力供給については、国内の需給状況を勘案し、例えばウガンダからケニアに対する電力供給が行われることにより、域内経済・産業の発展に寄与することができる。また、電力輸出により得られる外貨収入は、国内の開発予算に活用することが可能となる。

他方、昨今のウガンダ国内の電力需要の増加を踏まえ、大幅に余剰電力が発生することは考えにくく、本事業の主目的を売電と位置付けることは困難と考えられる。但し、季節的な変動等も踏まえ、国内需要を満たし、余剰電力が発生する場合には、隣国への輸出はあり得る。

#### <事業の背景と必要性>

##### (1) 当該国における電力セクターの開発実績 (現状) と課題

ウガンダでは近年の経済成長を背景として、2009 年から 2025 年の電力需要予測において電力需要の伸びを年平均約 8% と予測している。現在のウガンダの発電部門は、水力発電が中心 (水力の設備容量約 410MW) であり、2009 年時点で総発電設備容量 (約 655MW) の約 67%

を占めている。他の電源はディーゼル火力発電（約 200MW）、及び小水力 30MW 程度、バガス 15MW 程度である。他方水力は 2010 年時点のピーク時電力需要量 391MW に対し 200MW しか賄えておらず、不足分はコストの高いディーゼル火力発電の稼働と計画停電による需要調整措置により対応している。結果、電力供給が不安定化しており、火力発電及び昨今の燃料費高騰等に起因し、電力料金が高止まりしているため、民間企業の活動や新規投資も低調となっている。かかる状況の下、ブジャガリ水力発電所（250MW）の建設が進められ 2012 年 2 月に運転開始している。同発電所の運転開始後は当面の電力需要は満たされる見込みであるものの、今後の電力需要は年平均約 8%で増加し、2015 年以降は電力が再び不足することが見込まれている。また、2020 年にはピーク時電力需要量が 1,013MW に達すると予測されており<sup>1</sup>、この電力需要に対応するためには、ウガンダ政府が同国の豊富な水力電源の開発をさらに推し進めることは同国の喫緊の課題となっている。2023 年までの計画では、カルマ水力、イシンバ、アヤゴの開発により需要を満たすことが想定されている。

#### (2) 当該国における電力セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ウガンダ政府は 2010 年 4 月に 2010/11 年度～2014/15 年度を対象期間として、国家開発計画（National Development Plan：NDP）を策定した。同計画は「経済成長、雇用及び繁栄に向けた社会経済変革」を掲げ、電力不足が経済成長のボトルネックであるとし、本事業を優先開発案件として位置づけている。なお、ウガンダ政府は現在電力セクター投資計画（Power Sector Investment Plan, PSIP）に着手しており、向こう 20 年間の電源開発計画を示し電力供給の安定化を目指している。

#### <引用資料の解釈についての補足>

引用資料において、「2011 年にはウガンダにおいて電力の供給余剰が生じる見込みであるが」という記述、及び、「ブジャガリ発電所（250MW、2011 年完成予定。送電線部分の整備につき 2007 年度に円借款供与済）の運用開始により、同国の電力不足の問題は解決する見込みである。ウガンダ政府は、同国の豊富な潜在的な水力電源の開発をさらに推し進める方針のもと、カルマ発電所（180MW、2012 年完成予定）及びアヤゴ水力発電所（440MW、2017 年完成を目標）等の新規電源開発を計画中であり、これらが実現すれば近隣国への売電が可能となる。」という記述があるが、これらはアヤゴ水力発電所が売電を主目的としているとは述べておらず、複数の発電所が建設された時点では、ウガンダの経済成長に対しての大幅な伸びが予想されている国内需要を賄い、更に余剰が生まれうる、ということの意味しているものである。

(5) 同国の最新版 2010 年の「環境報告書」は、ビクトリア湖の水位低下傾向が著しく、水力発電にとって水量は不十分であり、将来のすべてのダム建設において、水位への影響を熟慮すべきだと警告していること。

本地点は、上流に琵琶湖の 100 倍の面積の Victoria 湖があり、気候変動による河川流量

<sup>1</sup>水力開発マスタープラン策定支援プロジェクトでのミディアムケース（シナリオ I）での需給想定。

の変動は、湖の貯留効果により一定量緩和される。また保証流量は、過去 100 年間の実測データに基づいており、一般的な新規計画地点が利用可能なデータよりは、十分信頼性が高いと言える。しかしながら、維持流量の算定に当たっては、将来の更なる変動リスクも念頭に、慎重に検討する必要があると認識している。

また、気候変動により大幅な河川流量の変化が生じてきた場合、発電所の運用方法の変更により（取水量を減らす等）、自然環境への影響の低減を図ることを検討することも対策として考えられる。

なお、開発は段階的に実施される予定であることから、今後のビクトリア湖の水位変動（ナイル川の流量変動）等を勘案し、必要ならばその後の開発計画を見直すことも可能である。

以上

## 環境社会配慮助言委員会運営にかかる共有事項

1. 全体会合
2. ワーキンググループ(WG)
  - (1) 全体事項
  - (2) 事前準備
  - (3) WG 会合の開催
  - (4) WG 助言案取りまとめ
3. その他
  - (1) 旧 JICA 環境社会配慮ガイドライン(2004 年 4 月)に基づき開催される助言委員会の扱い
  - (2) 臨時委員の活用と選考方法について
  - (3) 環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針

**別紙 1** ワーキンググループ(WG)事前資料に対するコメント及び助言案確定段階におけるメール配布先及び送付手順について(2011 年 9 月 2 日改訂)

**別紙 2** 助言委員会の運営

**別紙 3** 概要不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について(2011 年 7 月 11 日)

**別紙 4** JICA 環境社会配慮の環境レビュー段階における助言委員会 WG 会合の実施について(2011 年 12 月 19 日)

**別添 1** 事前質問・助言案フォーマット

**別添 2** 情報公開法における不開示情報

## 1. 全体会合

### (1) 全体会合での案件概要説明

#### 環境社会配慮助言委員会・案件概要説明の資料構成イメージ

JICAは、WG会合の日程及び担当委員を割り当てる全体会合で、案件概要説明を行う。その際、助言を求める事項をWGに提示する。

各会合の内容と、各会合でJICAが行う説明事項を次のように整理する。

会合	内容	JICAが行う説明	備考(説明方法等)
全体会合 (WG割当)	・WG会合の日程及び担当委員の割り当て ・委員による事前配布資料の読み込み・事前コメント(質問、助言案)作成にあたり、案件の概要を共有	・事業概要(案件の必要性、意義等の背景、サイト状況、助言が求められる事項、留意点等) ・助言を求める主な事項 ・サイト状況(地図、写真等 ビジュアル資料を活用)	・資料構成は表外 <案件概要資料(1)>参照 ・JICAが説明
↓	資料の事前配布		
↓	事前コメント(質問、助言案)の受付		
WG会合 (助言案作成)	・資料の不明点等を事実確認するとともに、助言案について協議し、取りまとめる	・事前質問に対して、回答、補足説明するとともに、助言案に対する対応方針について説明	・資料構成は表外 <案件概要資料(2)>参照 ・JICAが(事前の質問、助言案への回答を中心に)説明)
全体会合 (助言文書確定)	・担当WG主査は、WG会合(及びその後のメール審議)でとりまとめた助言案を報告する ・助言委員は、WG主査の報告を受けて助言を確定する	—	・資料構成は表外 <案件概要資料(3)>参照

<案件概要資料(1)> (全体会合 (WG割当)) (全体で4枚程度)

- ・ 案件の背景、調査の位置づけ、(M/P等があれば案件の必要性・意義もより具体的に説明)
- ・ 国/対象地域、事業概要、助言の範囲(スコーピング/最終報告書ドラフト)、助言を求める事項(≒カテゴリAの理由)
- ・ 対象地域の地図、サイト状況の写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介
- ・ 備考(適用GL等)今後の想定スケジュール

<案件概要資料(2)> (WG会合(助言案作成))

- ・ スコーピング案策定にかかる事前配布資料(環境社会配慮にかかる調査対象範囲の明確化含む)(スコーピング案説明時)
- ・ 環境影響調査結果を反映した評価等の事前配布資料(最終報告書案説明時)
- ・ 事前コメント(質問、助言案)への回答表(ノンペーパー)
- ・ 事前質問等に対する回答を説明するための補足資料(必要に応じて)

<案件概要資料(3)> (全体会合(助言文書確定))

- ・ WG(及びその後のメール審議)で、WG担当委員によってとりまとめられた助言案

#### モニタリング段階における説明の資料構成イメージ

JICAは、全体会合で、モニタリング結果の概要説明を行う。

その会合でワーキンググループ会合が行われることになった場合、モニタリング結果に関する詳細な説明を行う。

各会合の内容と、各会合でJICAが行う説明事項を次のように整理する。

会合	内容	JICA が行う説明	備考(説明方法等)
全体会合 (WG 割当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員による事前配布資料の読み込み・事前コメント(質問、助言案)作成にあたり、案件の概要を共有</li> <li>WG 会合の日程及び担当委員の割り当て</li> <li>この会合で助言文書をまとめる場合は、委員会側で取り纏め。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件概要(事業の内容、サイトの状況、進捗状況、主な環境社会配慮事項、委員会からの質問・コメントへの回答 等)</li> <li>サイト状況(地図、写真等 ビジュアル資料を活用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料構成は表外 <b>&lt;モニタリング結果概要資料&gt;</b>参照</li> <li>JICA が説明</li> </ul>
↓	資料(モニタリング結果説明資料)の事前配布		
↓	事前コメント(質問、助言案)の受付		
WG 会合 (助言案作成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料の不明点等を事実確認するとともに、助言案について協議し、取りまとめる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前質問に対して、回答、補足説明するとともに、助言案に対する対応方針について説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料構成は表外 <b>&lt;モニタリング結果説明資料&gt;</b>参照</li> <li>JICA が(事前の質問、助言案への回答を中心に)説明)</li> </ul>
全体会合 (助言文書確定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当 WG 主査は、WG 会合(及びその後のメール審議)でとりまとめた助言案を報告する</li> <li>助言委員は、WG 主査の報告を受けて助言を確定する</li> </ul>	—	JICA からの説明はなし。

<モニタリング結果概要資料> (業務主管部が作成し、全体会合 で説明)

- 事業の内容、サイトの状況(写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介)、進捗状況、主な環境社会配慮事項、委員会からの質問・コメントへの回答 等

<モニタリング結果説明資料> (業務主管部が作成し、WG 会合で説明)

- 事業の内容、サイトの状況(写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよく分かるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介)、主な環境社会配慮事項、懸案事項、原因の分析、緩和策、実施スケジュール、実施機関との合意、進捗状況、委員会からの質問・コメントへの回答等

## (2) 担当 WG 委員の選定方法について

原則年度当初に当該年度の WG 開催日時を仮決定するとともに、全助言委員をグループ分けし(1 グループ 4 名程度。固定する必要はない。)、各グループの WG 会合開催日を割り当てる(各グループには、3~4 週間に 2 回程度の WG が割り当てられる。)。各委員は、自分が属するグループの担当 WG 会合への出席予定を予め押さえておくこととする。

ただし、予定されていた委員が諸事情により担当 WG 会合に出席できない場合、予定されているグループに属さない委員が(案件の内容等に鑑みて)担当外の WG への出席を希望する場合は、この限りではない。

なお、年度途中に助言委員の変更があった場合は、助言委員のグループ分け及び担当 WG の割り当てを適宜変更することとする。

## (3) WG 会合への参加方法

WG 会合は、原則 JICA の本部または研究所で開催するが、WG 担当委員が遠方に居住している等の理由により、他の場所(JICA 国内機関)からの参加を希望する場合、WG 会合開催場所と当該 JICA 国内機関とのテレビ会議システムの接続が可能であれば、同国内機関から WG 会合に参加することができる。

## (4) 助言案に対する JICA の対応について

WG 担当委員から対応が困難と考えられる助言案が提出された場合、WG 会合において事前コメントへの回答表及び協議を通じて、その旨説明する。

助言確定後、助言への対応が困難であることが明らかになった場合、JICA は環境社会配慮助言委員会(以下、「委員会」という。)委員長及び WG 主査にその旨 報告のうえ、善後策について検討する。

## 2. ワーキンググループ(WG)会合

### (1) 全体事項

#### 1) WG 会合の開催回数

各案件の助言案は、原則 1 回の WG 会合(及びその後の担当 WG 委員によるメール審議)で取りまとめることとする。

ただし、1 回の WG 会合とメール審議のみでは助言案の取りまとめが困難であると考えられる場合、WG 担当委員は、1 回目の WG 会合において、2 回目の WG 会合開催の是非について協議することとする。その協議を受けて、委員会事務局(以下、「事務局」という。)が 2 回目の WG 会合開催が必要であると認めた場合、WG 担当委員は助言文書確定予定の全体会合までに再度 WG 会合を開催することができる。(3 回目以上についても同様。)

なお、同一案件について WG 会合を複数回開催する場合であっても、原則 WG 主査は、助言文書確定予定の委員会全体会合までに助言案を提出しなければならない。

#### 2) WG 会合の開催通知

以下について、JICA は WG 会合の 28 日前までに委員会向け通知する。

全体会合で開催が通知されていない案件について WG 会合を開催する場合

全体会合で開催が決定された案件の WG 会合をキャンセルする場合

1.(2)により助言委員への出席依頼がなされている WG 開催予定日に、WG 会合が開催されない場合

#### 3) WG 会合における助言委員の人数と構成

WG 会合における助言委員の数は、原則 4 名以上とする。その他委員からの参加関心表明がある場合には、担当委員間の組み換え等により可能な範囲で人数の調整を行う。

担当 WG 委員確定後、担当委員が やむを得ず WG 会合を欠席する場合には、期日までに事務局あて事前コメント(質問、助言案)を送付するとともに、WG 会合後のメール審議に加わることをとする。

### (2) 事前準備

#### 1) 事前コメント(質問、助言案)及び回答作成について

WG 会合での議論を効率的に進めるため、JICA は、WG 担当委員に助言を求める事項を明確にする(スコーピング案、最終報告書案に対する助言等)。

事前コメント(質問、助言案)及び回答作成のフロー、日数、方法を以下のとおりとする。

WG 会合の事前配布資料は電子データにて WG 会合開催の 12 営業日前(WG 会合当日は含まない、以下同様。)に、別紙 1に基づき全委員に配付する。WG 担当委員には、要望に応じ、WG 会合資料一式のうち付属資料等を除いた部分のコピー(モノクロ)を送付する。

WG 担当委員は、事前配布資料を受けて、事前コメント(質問、助言案)を別添 1の様式により作成し、WG 会合開催の 6 営業日前までに事務局あて送付する。JICA は事前コメントに対する回答をまとめた資料を作成し、WG 会合当日に、WG 担当委員に配布する。この資料は可能な範囲で事前送付する(別紙 2参照)。

なお、この資料は、5 営業日という限られた日数で関係者(調査団、相手国)や予算、スケジュール等を含めて調整することは困難であること、また、WG 会合の協議で内容が変わる場合もあることから、取り扱いとしてはノンペーパーとする。

助言案に対する JICA の対応方針は、できる限りこの WG 会合で説明し、出席者に確認の後、議事録で公開することとする。

### (3) WG 会合の開催

#### 1) WG 会合での説明

JICA は、特に WG 担当委員からのコメントに対する回答表を WG 担当委員宛て事前送付している場合は、WG 会合効率化のため、回答表の読み上げを行わず、委員が事前配付資料を読み込んでいることを前提に、WG 担当委員からのコメントに対する回答表への更なる質問に対して説明を行うこととする。

### (4) WG 助言案取りまとめ

1) 助言案取りまとめ

事務局はWG 会合後に、WG の協議結果を受けて体裁・表現のみ修正した助言の作業ファイルを作成し、別紙 1 に基づき WG 担当委員に送付する。WG 担当委員は、事務局から受領した作業ファイルをもとに、必要に応じてメール審議を行う。WG 主査は、助言のとりまとめを行う。

WG 会合開催後のメールベースの助言案取りまとめ基本フローは以下のとおり。

事務局→主査(WG の作業ファイルの送付)

主査→担当 WG 委員→主査(追加コメント確認、助言案の取りまとめ)

主査→事務局→全委員(取りまとめられた助言案の送付)

2) 助言文書の表記

助言の作業ファイルには、議論の対象となった資料、WG 担当委員、WG 会合の開催日時、場所、適用ガイドライン名を記載し、確定した助言文書には、助言文書を確定した全体会合の開催日時及び場所を追記する。

2010 年 8 月 * 日 環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦 担当ワーキンググループ主査 石田 健一
<u>スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査</u> (協力準備調査) スコーピング案に対する助言
<u>助言案検討の経緯</u> <u>ワーキンググループ会合</u> ・日時:2010 年 7 月 20 日(火)14:00 ~ 16:30 ・場所:JICA 研究所 (会議室:2 階 201AB 会議室) ・ワーキンググループ委員:石田委員、田中委員、原嶋委員、村山委員 ・議題:スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成 ・配付資料: 1)スリランカ国 南西部洪水対策・気候変動適応策事業準備調査助言委員会資料 2)WG 会合説明用パワーポイント資料 ・適用ガイドライン:環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン(2002 年 4 月) (助言委員会設置要項第 9 項に基づき、助言委員会が審査会に代わり助言を行う)  <u>全体会合(第 2 回委員会)</u> ・日時:2010 年 8 月 2 日(月)10:00 ~ 12:50 ・場所:JICA 研究所(会議室:2 階 大会議室)  上記の会合に加え、メール審議により助言案を確定した。
<u>助言</u> <u>全体・代替案</u> 1.

3. その他

(1) 旧 JICA 環境社会配慮ガイドライン(2004 年 4 月)に基づき開催される助言委員会の扱い

旧 JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき開催される委員会については、JICA から委員会に対して諮問を行い、委員会から答申を受ける。

フローは以下のとおり。

JICA から、諮問に関する文書を委員会委員長あて送付

WG 会合で答申案を協議

全体会合において答申を確定(現行の委員会運営と同じ要領)

委員長名で答申書を JICA あて送付

なお、有識者委員会における議論の結果及び旧審査会運営要領を踏襲し、以下の段階で JICA から諮問し、委員会から答申を受ける。

a. 開発調査、開発計画調査型技術協力:

スコーピング案、最終報告書ドラフトの段階で諮問と答申を行う

b. 協力準備調査(有償資金協力):

フィージビリティ調査のスコーピング案の段階で助言委員会の助言を得る

c. 協力準備調査(無償、技協):

スコーピング案の段階で諮問と答申を行い、最終報告書ドラフトの報告を行う

(2) 臨時委員の活用と選考方法について

現行の委員会に対処できる範囲外の専門知識・経験が求められる案件については、助言を十分に検討するため、臨時委員により専門分野を適宜補強することが望ましい。

【補充すべき分野の例】

水理・水文(港湾、海岸、河川)、生態系(希少種)、文化遺産、先住民族

必要に応じ、以下の手順で臨時委員を選考・委嘱し、委員会の機能を補強する。

1) 規定

『補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。』(「環境社会配慮助言委員会の設置要項」より)

2) 候補者の検討

臨時委員という特性上、選定の迅速性と、委嘱が一時的であることを考慮し、助言委員または JICA の提案により候補者を立てる。

3) 臨時委員の選考

候補者の選考は、原則として、委員長及び副委員長の 3 名に一任する。選考結果は選出者の経歴等とあわせて委員に報告し、「環境社会配慮助言委員会の設置要項」に従い、同委員を臨時委員として委嘱することを委員間で確認する。

4) 委嘱条件

委嘱は案件ごとに行い、臨時委員の全体会合への参加は必須としない。

(3) 環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針

1) 基本方針

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」及び「環境社会配慮助言委員会の設置要項」に基づき、情報公開に係る基本方針を次のとおりとする。

a. 委員会の会合

・委員会の全体会合はすべて公開で行われる。

・WG 会合は原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。

b. 会合の議事録

・全体会合及び WG 会合について議事録を作成し、出席者に確認の後、ウェブサイト上で公開する。

・WG 会合については、発言者名を記した議事要録でも可とする。

c. 委員会の配布資料

・全体会合及び WG 会合における配付資料もウェブサイト、またはその他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。

なお、(メール審議等)全体会合または WG 会合以外の場で審議を行った場合には、後日、会合の場でその要旨を報告することにより情報公開する。

2) 不開示とする場合の判断基準

会合、議事録、配付資料について、情報公開法(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年十二月五日法律第百四十号))及び国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づき以下の情報は非公開となっている。

a. 情報公開法に基づき不開示とする情報(別添 2 参照)

・審議、検討又は協議に関する情報(その三)

・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報(その二)

・他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる、交渉上不利を被るおそれのある情報(その四)

・個人情報(その一)

- b. 環境社会配慮ガイドラインに基づき不開示とする情報の例(別添2参照)  
 ・(競争関係を踏まえ、)相手国等の商業上等の秘密(入札関連情報)

助言の検討において、不開示情報に言及する必要がある場合は、WGにおいて検討することとし、必要に応じWG会合の一部を非公開とする(具体的な手続きは別紙3のとおり。)

なお、委員会会合はすべて公開の下で開催されることから、原則委員会会合の配付資料には上記情報は含めないが、含まれる場合は委員限りとして資料配布することとする。

### 3) WG 会合配付資料等の公開方法

全体会合及びWG会合の配付資料のうち、上記 a. 不開示情報に該当しないものについては、基本的にウェブサイトで公開する。ただし、最終報告書等がウェブサイトで公開される以前の段階の資料については、ウェブサイトでの公開ではなく、求めに応じて閲覧を許可する対応とする。

上記 2) に基づき不開示とした WG 会合の議事録の一部を非公開とする。

### 委員会配布資料の公開方法の例

委員会(全体会合またはWG)での配布が想定される資料	公開有無/公開方法
<b>協力準備調査/開発計画型技術協力</b>	
・環境社会配慮調査のスコーピング案	開示 / 求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮調査の各段階における報告書ドラフト	開示 / 求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮調査の最終報告書	開示 / ウェブサイト
<b>環境レビュー</b>	
* 環境レビュー前にウェブサイト公開される資料	
・環境社会配慮文書等(EIA、RAP等) ・環境社会配慮文書等の翻訳版(相手国の了解を前提に公開)	開示 / ウェブサイト
(協力準備調査を実施した場合) ・協力準備調査の最終報告書もしくはそれに相当する文書	開示 / ウェブサイト
* 委員会で配布される可能性がある資料	
・上記資料と同一あるいは最終報告書ドラフト	開示 / 求めに応じ閲覧を許可
・環境社会配慮文書等の翻訳版(公開について相手国の了解が得られない場合)	不開示 (委員限り資料として配布)
<b>モニタリング</b>	
・相手国等によるモニタリング結果(相手国等で一般に公開されている範囲で公開)	開示 / ウェブサイト
<b>各段階共通</b>	
・全体会合、WG 会合で配布した補足説明資料	開示 / ウェブサイト
・助言案(全体会合での配付資料)、確定した助言	開示 / ウェブサイト

### 4) オブザーバーへの対応方法

会合は傍聴を可とし、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。ただし、会合の妨害を行った者はこの限りではない。

会合で委員限りとする資料以外の配付資料は、オブザーバーにも配布できる。

## WG 事前資料に対するコメント及び助言案確定段階における メール配布先及び送付手順について

### 1. 経緯

WG 終了後、当該 WG 主査及び担当委員による助言確定作業をメールにより行っている。しかしながら、そのメールの配布先が、助言委員会全員に配布される場合がある等、案件によって異なっている。事務作業効率化の観点から、右に関するメール配布先・送付手順についてルールを作る必要があると思料する。

### 2. 改善案

事前資料へのコメント及び助言確定のためのメール配布先及び送付手順を、以下のとおりとする。

#### (1)メール配布先

①助言委員...当該 WG 主査及び担当委員(当日欠席した場合も含む。)

※ 但し、事前資料送付は以下のとおり担当委員以外にも送付する。

②業務主管部...担当課長、担当職員等適宜

③助言委員会事務局(審査部。以下、「事務局」という。)...審査部担当課長、総括、案件担当職員、支援ユニット

#### (2)メール送付手順

##### 【事前資料送付段階】

1)事務局より、当該 WG 担当委員及びその他の委員に分けて事前資料を送付する。

2)当該 WG 担当委員は、上記メールに「全員に返信」の形式でコメントを送付する。

##### 【助言案確定段階】

1) 事務局が、助言案(初稿)を上記メール配布先に送付する。

(WG 主査が助言案(初稿)を作成する場合には、その案を事務局にメールで送付し、事務局から改めて上記メール配布先に上記助言案(初稿)を送付する。)

2) WG 主査及び担当委員は、内容をレビューの上、改定案を上記メールに「全員に返信」の形式で送付する。

※ 但し、当該 WG 主査が必要と認めた場合、全委員に送付の上意見を求める場合もある。

3) 助言案検討の中で、助言内容に事実関係の誤り等がある場合には、事務局から、メールを上記メールに全員に返信の形式で連絡する。

4) 「助言案最終版」が当該 WG 主査から事務局に送付された段階で、事務局から全委員に同助言案を送付する。

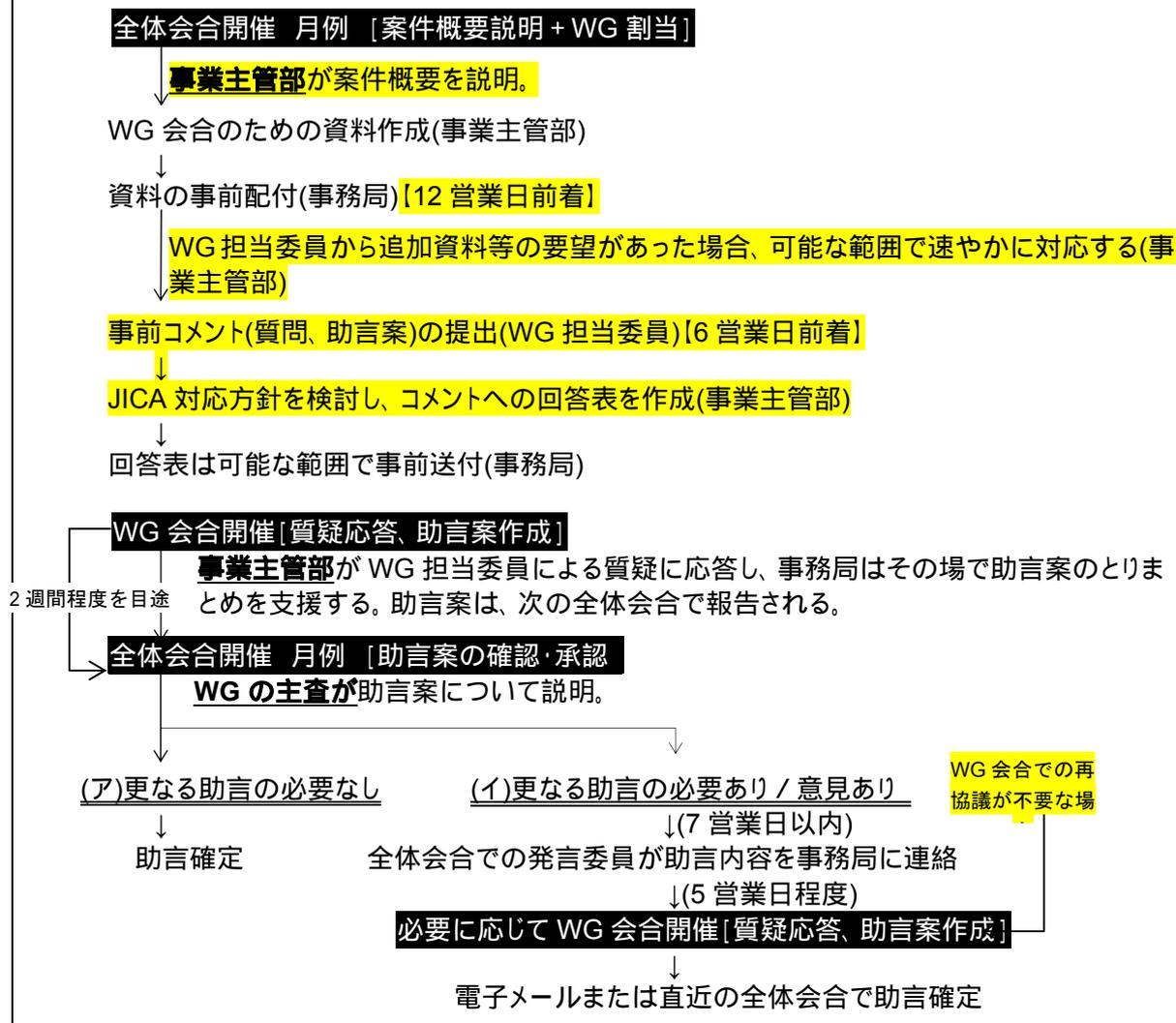
※ 送付後に当該 WG 委員からコメントが出され、助言案が変更されることもありうる。

以上

## 助言委員会の運営概要 (変更案)

- ✓協力準備調査におけるスコーピング案、最終報告書ドラフトの協議
- ✓協力準備調査を実施していない案件の環境レビューの協議

### [ワーキンググループ(WG)で助言案を作成する形式]



日数の数え方: WG 当日は日数に含めない(WG 前日を 1 営業日前とする)

(黄色マーカー部分が変更箇所)

**不開示情報に関するワーキンググループ(WG)の開催方法について**

2010年7月9日付「環境社会配慮助言委員会の情報公開に係る方針」(助言委員会事務局作成)2.において、「不開示情報が必要な場合は、WGにおいて検討することとし、必要に応じWG会合の一部を非公開とする」としています。不開示情報が必要な場合は以下の手続きに致します。

**ステップ1: 全委員への連絡(不開示情報)**

WG資料のうち、情報公開法・環境社会配慮ガイドラインに基づき、JICAが不開示と判断する情報がある場合には、WG資料を全委員に送付する際に、①WG資料のうち一部の情報を不開示情報とすること、②右情報については、助言委員には守秘義務を遵守すること、③右情報に関する討議については、WGの一部を非公開とすることを連絡する。

**ステップ2: WGの進め方**

WGの進め方としては、不開示情報に基づくWGの議論の必要性についてWG担当委員及び助言委員会事務局で検討する(メールでの検討も含む。)。必要な場合には、会議の冒頭、WG担当委員及び助言委員会事務局のみでWGを開催し、オブザーバーには右議論が終了するまで、会議室の外で待機して頂く。不開示情報の議論が完了後、オブザーバーに入室頂き公開討議を行う。

(以上)

## JICA 環境社会配慮の環境レビュー段階における 助言委員会 WG 会合の実施について

### 1. 環境レビュー段階のワーキンググループ開催の基準 (JICA が助言を求めない場合)

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)では、助言委員会は、カテゴリA案件について、協力準備調査において環境社会配慮面の助言を行うが、環境レビュー段階では必要に応じて助言を行うこととなっている(別添1)。

また、助言委員会の運用目安基準では、JICAは、(全体会合において)、助言委員に対して、「環境社会配慮文書等の状況」(及び、①「環境レビュー方針」、②「報告書ドラフトに対する助言の対応方針」)を報告し<sup>1</sup>、助言委員が、更に「**環境レビューで確認すべき事項**」があると考えられる場合には、ワーキンググループ(WG)を開催し、助言案を作成することになっている。

したがって、委員会は、JICAの報告する「環境レビュー方針」を基に、「**環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されるか**」、どうかを確認する。仮に、これまでのスコoping案、報告書ドラフトに対する助言<sup>2</sup>だけでは、右方針が十分でなく、更に助言の必要があると委員会が判断する場合には、WGを開催し、助言を作成することになると考えられる。

### 2. 環境レビュー段階の全体会合及びWG

環境レビュー段階の全体会合、及びWG開催の手順は別添2のとおり。  
JICAが助言を求めない場合の手順は以下のとおり。

#### (1) JICAの報告

全体会合において、JICAは、①「環境レビュー方針」(環境社会配慮文書等の状況を含む)、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」を報告<sup>3</sup>。

#### (2) 助言委員会の決定

上記JICAの報告を受けて、本全体会合において、助言委員会は、WGを開催するかどうかを決定する。

##### 1) WGを開催しない(助言なし。)

助言委員から、助言がない、あるいは、「助言が必要」という提示がない場合。

##### 2) WGを開催しない(助言を全体会合で確定。)

助言委員から、助言が出され、この全体会合で確定できる場合。

##### 3) WGを開催する(助言案をWGで作成。)

助言委員から、助言が必要な旨、提示された場合(右委員は、7日以内に助言提示。)

以上

<sup>1</sup> 協力準備調査を実施した場合。

<sup>2</sup> 協力準備調査を実施した場合。

<sup>3</sup> 協力準備調査を実施した場合。協力準備調査を行っていない場合は、①「案件概要」、②「環境レビュー方針」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」を報告。

## 助言委員会の運用目安における環境レビュー段階の記載

2. 委員会の業務 2-1)環境レビュー段階	
①協力準備調査を実施した案件の場合	(a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書(EIA、RAP 等)等の状況に関する報告を行い、WG は助言案を作成し委員会に報告する。
	(b) (a)以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等の状況に関する報告を行う。環境レビューで確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。
②協力準備調査を実施していない案件の場合	(a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行い、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。
	(b) (a)以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行う。環境レビューにおいて確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。

## 環境レビュー段階の全体会合及びWG 開催の手順

		(1)全体会合		(2)ワーキンググループ(WG)
		JICA の報告	全体会合での議論	配布資料
①協力準備調査を実施	(ア) 助言を求める場合	①「案件概要」、②「環境レビュー方針の概要」を報告。		①「環境レビュー方針」、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP、協力準備調査レポート)」
	(イ) 助言を求めない場合	①「環境レビュー方針」(環境社会配慮文書等の状況を含む。)、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」を報告。	・WG を開催するかどうかを決定。 1) WG を開催しない(助言なし): 助言委員会から、助言がない、あるいは、「助言が必要」という提示がない場合。 2) WG を開催しない(助言を全体会合で確定): 助言委員会から、助言が出され、この全体会合で助言を確定できる場合。 3) WG を開催する(助言案をWG で作成): 助言委員から、助言が必要な旨、提示された場合(7 日以内に助言を提示)。	【WG 開催が決まった場合】 ①「環境レビュー方針」、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP、協力準備調査レポート)」
②協力準備調査を未実施	(ア) 助言を求める場合	・①「案件概要」、②「環境レビュー方針の概要」を報告。		・①「環境レビュー方針」(別添 3)、②「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」
	(イ) 助言を求めない場合	・①「案件概要」、②「環境レビュー方針」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」を報告。	・WG を開催するかどうかを決定。 上記①協力準備調査を実施、(イ)助言を求めない場合と同様。	【WG 開催が決まった場合】 ①「環境レビュー方針」、②「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」

**XX国「XX事業協力準備調査」環境社会配慮助言委員会WG  
スコーピング案 / 報告書ドラフト 事前コメント**

**委員名:** \_\_\_\_\_

番号	該当文書、ページ	質問/コメント	内容
<b>【全体事項】</b>			
1			
2			
<b>【代替案の検討】</b>			
3			
4			
<b>【スコーピング案】</b>			
5			
6			
<b>【環境配慮】</b> (汚染対策、自然環境等)			
7			
8			
<b>【社会配慮】</b> (住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等)			
9			
10			
<b>【ステークホルダー協議・情報公開】</b>			
11			
12			
<b>【その他】</b>			
13			
14			

※各項目における質問数に応じて、適宜行を追加してください。

## &lt;情報公開法における不開示情報&gt;(該当箇所を一部抜粋)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## &lt;国際協力機構環境社会配慮ガイドラインで定める不開示情報&gt;(該当箇所を一部抜粋)

## II. 環境社会配慮のプロセス

## 2.1 情報の公開

9. JICA は、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密には十分配慮し、相手国等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に促すこととともに、相手国等における情報管理に配慮し、相手国等の文書は、相手国等の了解の上で情報公開を行う。なお、合意文書上、情報開示が禁じられる情報については相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行う。